

## 学長、監事等に対するヒアリングの実施時期及び手順

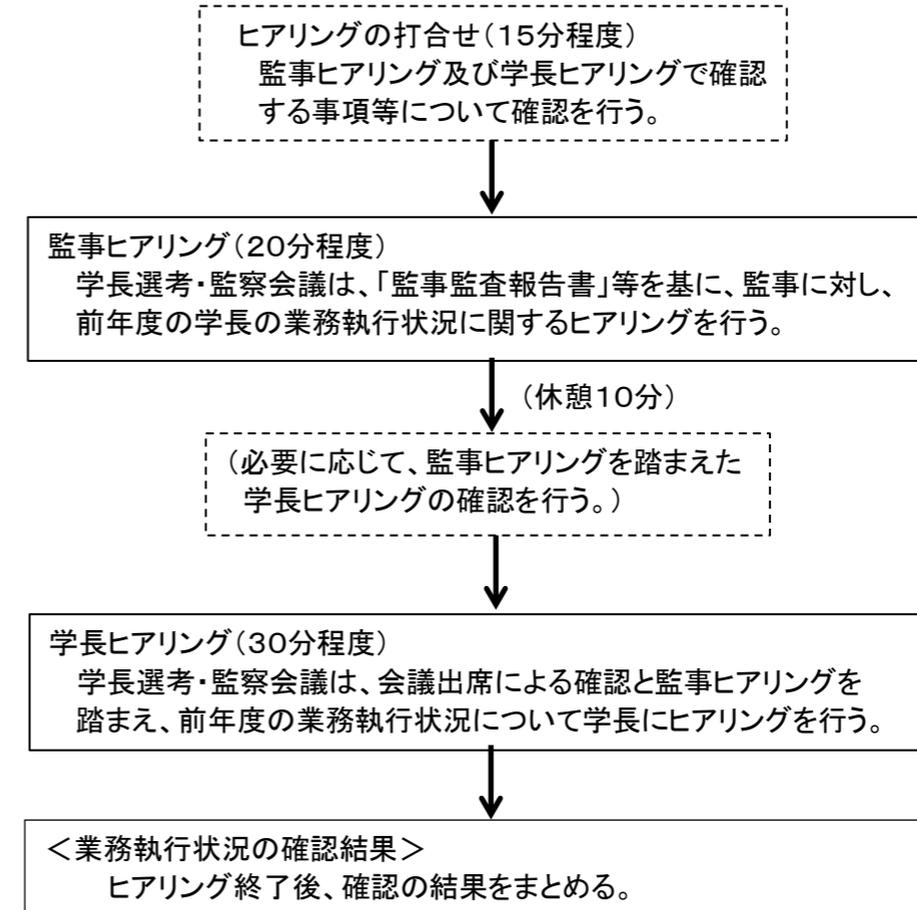
平成28年3月25日  
学長選考会議決定  
令和4年1月21日  
学長選考会議改正

### <実施時期>

ヒアリング時期 執行年度	6月末日まで	翌3月末日まで
任期1年目 令和3年度	—	—
任期2年目 令和4年度	・任期1年目(令和3年度)の 業務執行状況についてヒア リング実施	—
任期3年目 令和5年度	・任期2年目(令和4年度)の 業務執行状況についてヒア リング実施	—
任期4年目 令和6年度	・再任審査開始の可否判断 ・学長への再任意思確認 ・再任審査の実施	・任期3年目(令和5年度)の 業務執行状況についてヒア リング実施(※)  ・任期4年目(令和6年度)の 業務執行状況についてヒア リング実施
再任任期1年目 (通算任期5年目) 令和7年度	—	—
再任任期2年目 (通算任期6年目) 令和8年度	・再任任期1年目(通算5年 目、令和7年度)の業務執行 状況についてヒアリング実施	・再任任期2年目(通算6年 目、令和8年度)の業務執行 状況についてヒアリング実施

### <ヒアリング手順>

原則毎年度6月末日(任期最終年度は3月末日)までに学長選考・監察会議において、以下の手順で行う。(※)



※その他の者に対するヒアリングを実施する場合の手順については、その都度学長選考・監察会議が決定する。

※ 任期3年目(令和5年度)の業務執行状況についてのヒアリングは、再任審査により学長候補者の選考を行う場合、その選考は学長選考規程第5条第2項により原則学長の任期満了の9か月以前に行うものとされているため、当該選考のスケジュールを考慮し令和6年3月まで(令和5年度中)に実施する。